

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

消費税の税率10%への引き上げまであと3週間余となりました。政府は、新聞の全面広告を使って、増税実施に向けた宣伝を行っていますが、国民の不安と懸念は全く払拭されておられません。多くの国民は、増税を容認したのでも賛成しているのでもありません。

2日の本会議で、大久保市長の挨拶の中にもありましたが、経済情勢は8月上旬に発表された今年4月から6月期の国内総生産が低い伸びにとどまったことなどにも示されているように、いよいよ悪化が鮮明です。米中貿易紛争の激化で国際経済の先行きも不透明です。

こうした中での、消費税の増税は、世界経済にとっても、日本経済にとっても無謀です。日本経済を守るためにも、増税はやめるべきです。大企業や富裕層に応分の負担を求め、税金の使い方を換えれば、消費税を増税しなくても社会保障など暮らしのための財源を十分に作れます。直ちに国会を開いて、消費税増税について議論をすべきではないかと、このことを訴えたいと思います。

最初に、東海第二原発の再稼働問題について質問いたします。

日本原子力発電の村松衛社長は、今年2月、2038年までの運転延長が認められた東海第二原発の再稼働を目指す方針を大井川和彦知事と山田修村長に伝えました。

大井川知事は、安全対策に関する県の検証が途中であることから不快感を示したとの報道がありました。東海第二原発をめぐるのは、昨年11月までに3つの審査が終わり、20年の運転延長を認め、原電は再稼働に必要な防潮堤などの工事を2021年3月に完了予定としております。

6月28日、日本原電は再稼働に向けた防潮堤整備のため、土木建築室を発電所内に設置したと発表いたしました。基礎工事などの本格工事を目指すものなのでしょうが、着工期間は未定としております。

一方で、7月2日には、市民団体から、市長が東海第二原発再稼働反対の意思を表明してください。この署名、1,347筆が提出されまして、この団体の署名提出は2回目で、累計で4,270筆となります。

また、市民団体から再稼働に反対してほしいとの要請行動も行われておりますが、いずれも総務部長、担当課長などの対応で、市長が欠席されていることは残念です。

（1）安全協定について伺います。

新協定には、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の6市村が入り、第6条の実質的事前了解、これについて、私への一般質問の答弁、これは平成30年6月議会ですけれども、市長が協定により事前協議を求める権利を6市村、それぞれが確保した。実質的に、6市村のうち、1つの自治体でも意見がある場合には協議は継続されるということになり、6市村全てが同意しない限り、稼働には至らないものと認識していると、このようなご答弁をされております。

ところが、昨年2018年11月に、原子力規制委員会の安全審査に合格した際に、原電の副社長が拒否権という言葉はない。解釈の違いは不思議と発言をされておまして、その後、社長

がその発言を謝罪し、撤回する意向を示しましたがけれども、拒否権については、協定の解釈の確認書が公表されており、それに尽きると答えるにとどめております。

そこで、私は改めて、この実質的事前了解とはと、この問題について協議をされ、6市村の全ての同意がなければ再稼働しないと、新安全協定に明記することについて強く求めたいと思いますが、伺いたいと思います。

(2) 市民アンケートについてです。

前回6月議会で、市長は広域避難計画に対して、3月に行った東海第二原発の事故を想定した避難訓練後、避難時の移動手段や予定する避難先などについて、住民の意向を把握する必要があるため、市民アンケートを行っていきたいと、このようなご答弁がありました。

そのとき、私は再稼働についても、広く市民の声を聞くべきではないのですかと質問をしたかったのですが、時間の都合上、議論ができませんでした。今回、市民アンケートを実施するための補正予算で、輸送代など98万3,000円の予算措置がされておりますけれども、そこで2点伺います。

1つは、市民アンケートの目的、意義について。

2つ目に、市民アンケートの内容、スケジュールについて伺います。

2番目に、国民健康保険税の軽減について伺います。

国民健康保険税が生活実態に沿わず、無理をしなければ払いきれない現状の中、生活実態に沿って、誰もが無理なく払える額まで引き下げていくことについて質問いたします。

そもそも、国民健康保険は、「国民健康保険法」第1条によって、本来、社会保障の役割を果たさなければならないものです。それは、国民健康保険第5章によって、財源の面からも裏づけされなければならないものと私は捉えております。すなわち、本来、国県の負担金や補助金、市の一般会計からの繰出金を主な財源とする制度であるべきで、加入者が払う保険税という名の自己負担、自己責任に過度に寄りかかることなど、決してあってはならないと思います。

私は、加入世帯の収入から見て、国保税が著しく高くなってしまうのは、その賦課の仕組みにも問題があると思っております。保険税が、所得割、資産割、均等割、平等割と、この4つの賦課額の合計で決まるという独特の仕組みがあるからです。所得に関係なく、家族の数が増えた分だけ増えていく均等割、世帯ごとに一律の額が賦課される平等割、資産に応じて賦課される資産割で、これらの賦課は、中小企業で働く人たちが加入する協会けんぽ、公務員の共済健保にはありません。全国の知事会が国に要望している協会けんぽの保険料並みに引き下げるための1兆円の公費負担を増やすことに、日本共産党も賛成であり、均等割、平等割の廃止を求めています。

そこで、国保税の軽減について伺います。

(1) 国民健康保険について。

①昨年、国保の都道府県化をスタートし、2年目に入っております。次年度の国保税率、また、金額について伺います。この金額というのは、平等割、均等割の額についてです。

2点目、子どもの均等割負担軽減について伺います。

均等割は、子どもが生まれて、家族が増えていけば、それだけ増えていく。まさに子育て支援

にも逆行するものです。まず、子どもの均等割をなくせば、減免すれば、子育て世代の保険税を引き下げることができます。国民健康保険に加入している市内の子どもさんは、2月21日現在ですが、835人、1人当たりの均等割額1万7,000円、この内訳が医療保険分の1万3,600円と後期高齢者支援金分の3,400円、あわせて1人当たりの均等割額が赤ちゃんから国保加入者全員が1万7,000円お支払いするということになっております。

ですから、私が求める均等割額、これ全額で1,419万5,000円となるわけですが、この均等割の、例えば半分を軽減するとすれば、約700万円あればできるわけです。一般会計からの繰り入れや支払準備基金を財源に、軽減ができないわけがありません。

子どもの均等割負担軽減について伺います。

③として、法定外の繰り入れの増額について伺います。

国保の都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。国保の都道府県化がスタートして2年目、こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか。住民を守る防波堤となるのか。自治体の役割も問われていると思います。

国保の都道府県化のもとでも、法令上、標準保険料率は参考値に過ぎず、自治体に従う義務はないと。国保の都道府県化が実施された後も、地方自治の原則に基づいて、自治体の判断で公費繰り入れができることは、厚労省がたびたび私どもの国会での質問でも答弁されております。一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体でご判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないと、当時厚生労働省の保険局長だった唐沢氏が、2015年4月17日に、このようにお答えされております。

そもそも、地方自治体が条例や予算で、住民の福祉のための施策を行うことを、国が禁止あるいは廃止を強制することは、憲法92条の地方自治法の本旨94条の条例制定権を、これは侵すものです。ですから、各地方自治体の判断によって、一般会計からの法定外繰り入れによる国保税の負担軽減や自治体独自の保険料軽減を維持、拡充することは可能なわけです。

保険料引き下げのための法定外の繰り入れの増額についてのご見解を伺います。

3番目に、幼児教育・保育の無償化の対応についてです。

ご承知のように、10月から実施される幼児教育・保育の無償化は、消費税率10%への増税と同時に行う抱き合わせであり、子育て世代にとっても厳しい消費税増税で国民に5兆円もの負担を押しつけるやり方、これは大きな問題です。それに加えて、保育所では、減免費用の約半分以上が年収640万円以上の世帯に向けられる仕組みです。

もともと、低所得世帯には、保険料の減免措置が実施されており、所得が低い家庭には無償化の恩恵はなく、消費税増税だけがのしかかります。

また、保育士の配置数や保育室の面積などで、国の基準に満たない多くの認可外施設の利用者も補助の対象となるために、保育の質が保てない施設に国がお墨つきを与えることにもなります。

無償化費用の自治体負担も、民間保育所は国が半分補助するのに、公立保育所は市町村が全額負担する仕組みだとしており、公立保育所の廃止、民営化の動きが加速しかねない、公的保育制

度を後退させるものになっております。

国の責任で、保育労働者に直ちに月5万円の賃上げ、認可保育所を30万人分増設し、保育水準を確保しながら、待機児童を解消することと一体に、幼児教育・保育の無償化を進めていくべきです。本来、そうすべきだと思います。

その財源は、消費税ではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求めて、幼児教育・保育の無償化を進めること。ゼロ歳児から就学前の全ての子どもの給食費も含めた、完全無償化を進めていくべきだと思います。

このようなことを踏まえて、質問をいたします。

(1) 認可外保育施設について3点伺います。

- 1, 認可外保育施設の状況について。
- 2, 認可外保育施設に対する公的給付の対象の設定について。
- 3, 認可外保育施設における子どもの安全、保育の質の確保について伺います。

この認可外保育施設については、常陸太田市認可外保育施設指導監督実施要項がありますので、「児童福祉法」に基づいて、原則として、認定外保育施設指導監督基準を満たすことを求めたいと思っております。ご見解を伺います。

(2) 保育所の副食費について伺います。

この無償化に合わせて、保育所の3歳児以上の副食費、いわゆる給食のおかず代とおやつ代が新たに保護者負担とされました。国は、副食代を1人月4,500円、これを基準額として、各保育所、園がそれぞれ料金設定し、保護者から実費徴収するということになりました。

しかし、認可保育所では、給食の提供が必須義務であり、保育所保育指針の中では、給食は保育の一環として位置づけられております。このことを根拠に、これまで3歳以上児について、主食費を除く副食費は保育の公定価格に含まれてきました。本来なら、主食費も保育の公定価格に含めなければならないところを、逆に、副食費まで保護者からの実費徴収にしてしまうことは、保育に対する公的な責任の後退と言わざるを得ません。このことについて、国は、給食費が保護者負担となっている幼稚園に合わせると、こんな説明をしております。

本来なら、食育給食を公的制度として保障してきた保育所に、幼稚園を合わせるべきところを、逆に、給食の提供が必須義務でない幼稚園に保育所を合わせる。そのことがそもそも間違っています。

したがって、国はこのような決定をしましたが、本市においては、子どもの最善の利益の観点から、保育所における食育の大切さ、公的責任を後退させない立場に立って、国が保護者からの実費徴収とした副食費を市で負担すべきであると、このように考えますが、いかがでしょうか。

①として、副食費の公費負担について伺います。

(3) 認可保育施設について伺います。

全国的に、認可保育所に子どもが入れない待機児問題が今年も大変深刻です。本市も例外ではありません。無償化で、希望者の増加も想定される中、安心、そして、安全の認可保育所の増設を促進すべきです。保育士が安心して働けるための処遇改善も待ったなしです。子どもが豊かな

保育・幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で、無償化も進めることが求められると思います。

そこで、①として、認可保育施設の整備充実について伺います。

4番目に、LGBTなど性的少数者に対する対応について伺います。

LGBTとは、女性を好きになる女性のレズビアン、L。男性を好きになる男性のゲイ、G。両性愛のバイセクシュアル、B。心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダー、Tの頭文字をとった総称です。国際的には、SOGI、ソジと言って、LGBTだけでなく、異性愛者や心と体の性が一致している人も含めた全ての人の性的嗜好、性自認に対する差別禁止を求める運動、これが大きく今広がっております。

2016年に、ある民間団体が約9万人を対象に行った調査では、LGBTを含む性的少数者は5%から8%という結果が出ております。

県の人権擁護委員会などからも、このビラが出ておりますが、そこでは8%というような数値が出ております。ですから、民間団体が調査したのとほぼ同じ結果が出ているわけです。100人に5人から8人ということです。

性的少数者をめぐっては、近年、行政的にも社会的にも大きな進展があります。これは私の例ですけれども、街頭演説をしていたときに、若い青年が話しかけてきました。日本共産党はLGBTについてどう考えていますかと。大変とっさのことでしたので、私は「尊重し、差別のない社会を目指します」とだけ話しましたところ、安心した表情だったことが印象に残っております。

IOCが、オリンピック憲章に性的嗜好による差別禁止を盛り込むとしたことを受けて、東京都は性的少数者への理解やヘイトスピーチ規制などを盛り込んだ条例を制定すると発表いたしました。経団連も調査や提言を行うなど、積極的にこれに取り組み、経済産業省は多様性を重視した企業表彰にLGBTの観点を取り入れました。

東京都渋谷区で、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定し、同性カップルを結婚に相当する関係と認定する条例が制定され、その後、同様の動きが拡大して、パートナーシップ宣誓制度がスタートしております。

茨城県は、今年2月、男女共同参画推進条例第19条性別による権利侵害の禁止、この3項、性的嗜好及び性自認を理由とする不当な取り扱いを行ってはならない。第20条情報提供と県はセクシュアルハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的嗜好及び性自認を理由とする不当な差別的取り扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする、このことを新設しました。

また、県は条例改正に当たって、当事者団体からの聞き取りに取り組み、その中でカミングアウトしたら、面接を打ち切られた。公営住宅への入居を申し込もうとしたら、同居家族でないため拒否されたなど、差別的な扱いを受けている声を聞いたそうです。

そして、県は今年200万円の予算をつけて、今後こうしたことが起きないように、事業所人事担当者に向けて、人権啓発講演会や市町村職員向け人権セミナーなどを行っていく予定となっております。

また、県は7月1日からご承知のように、パートナーシップ宣誓制度を都道府県で初めて実施し、提出した宣誓書が認められた受領書を交付されたカップルを家族や親族と同等に扱い、県営住宅の入居申し込みや県立病院での手術同意書を認めました。こうした県の制度を受けて、すぐに本市を初めとし、水戸市、笠間市、日立市、守谷市などで、市営住宅入居申請、笠間市は市立病院もありますので、市立病院も含めて認めております。本市では、7月8日から適用をしております。

ここで、(1) L G B Tなど性的少数者に対する対応について伺います。

①条例制定や本市の対応について。

2、男女共同参画プランの見直しについて伺いたいと思います。

教育現場においては、文部科学省から平成27年に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知が出されていると思います。

通知には、1、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援。

2、性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティーとされる児童生徒に対する相談体制等の充実を柱に、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を述べております。

さらに、文部省はこの平成27年度の通達とあわせて、28年に教職員向けの周知資料を作成し、これを公表しております。私も全部読みましたけれども、非常に先生たちの疑問に的確に答えられている内容となっております。

そこで、3として、教育現場におけるL G B Tなどの性的少数者に対する対応について伺います。

以上で1回目の質問といたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えいたします。

新安全協定について、改めて協議をし、6市村の全ての同意がなければ再稼働をしないと明記することについてであります。これまでもご答弁申し上げてまいりましたが、原子力所在地の首長懇談会におきまして、6市村は1市村でも反対であれば先には進めないとの考え方を共有をいたしまして、日本原電に対して示してきております。1市村でも了解しなければ再稼働はできないものと認識をしておりますので、改めて明記をする必要はないと考えております。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問のうち、市民アンケートについてのご質問にお答えいたします。

初めに、市民アンケートにつきましては、今期市議会定例会に提出いたしました補正予算案の提案理由でもご説明させていただいたところではございますが、本市が昨年1月に策定いたしました原子力災害広域避難計画の内容を改めて示しながら、計画に基づく広域避難に関する市民の

意向を把握し、計画の実効性を高めることを目的として実施するものでございます。

この市民アンケートは、無作為に抽出をいたします市内3,000世帯にアンケートのほうを送付いたしまして、世帯ごとの避難行動などを把握することとしております。

アンケートの内容につきましては、広域避難計画でお示しをいたしました市の指定する避難所に避難するのか。また、避難の際の移動手段は何を使うのかといった原子力災害発生時における市民の避難行動の把握を初めといたしまして、広域避難計画の理解度、さらには、広域避難について、市が挙げております課題に対しての考えのほかに、原子力災害時の避難に関する自由記述の欄を設けることによりまして、市民の広域避難に対しての意識や考えなどを広く把握してまいります。

今後のスケジュールでございますが、冒頭で申し上げましたとおり、アンケート実施に必要な予算を今期市議会定例会に補正予算として上程してございますので、議決をいただきました後に、速やかに作業に取り組みまして、本年中には集計を終了させたいと考えております。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 国民健康保険税の軽減について、3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の次年度の保険税率、金額についてでございますが、本市の保険税率につきましては、平成16年度に改正して以来、現行の税率で運用しているところで、1人当たりの課税額は平成29年度では、茨城県内で2番目に低い額となっております。

また、保険税につきましては、被保険者の減少もあり、税収は年々減少し、平成29年度では約10億100万円だったところ、平成30年度では約9億6,800万円となり、約3,300万円の減収となっております。

一方で、1人当たりの医療費につきましては、医療の高度化や高額調剤の承認により、年々増加しており、平成29年度で34万7,418円、平成30年度では36万1,296円と、平成29年度に比べて1万3,878円増加しているところでございます。

このような状況の中、これまでは、基金の活用や一般会計からの繰り入れにより、現行の税率を維持してきたところであり、次年度につきましても、基金の今年度末現在高が約6億円程度見込めますことから、当該基金を活用し、現行の税率で運用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の子どもの均等割負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

子どもの均等割負担軽減を実施することは、子育て支援策としての効果があるという考えもございしますが、対象が国民健康保険加入の子育て世帯のみとなり、国民健康保険以外の方と公平性に欠けること、さらには、軽減をするための財源の問題も生じますことから、子どもの均等割負担軽減につきましては、国や県などの動きを注視しながら、現時点では、国の考えに基づく現行制度で行ってまいりたいと存じます。

続きまして、3点目の法定外繰り入れの増額についてのご質問にお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたが、これまで本市におきましては、被保険者の方々の負担

増を回避するため、基金や一般会計からの法定外繰り入れを行うことで収支の均衡を図ってきたところでございます。

しかしながら、一般会計におきましては、合併による国の特例措置の終了や人口減少等による市税の減収などにより、今後ますます財政状況は厳しくなることが予想されます。

そのような中、一般会計からの法定外繰り入れを増やしての、さらなる税負担軽減は難しいものと考えているところでございます。

さらに、法定外繰り入れに含まれる保険税負担を軽減するための繰入金につきましては、県国民健康保険運営方針において、解消を削減すべきものとされているところでございます。

以上のことから、今後とも、国民健康保険の運営のため、適正な繰り入れに努めてまいりたいと存じます。

続きまして、幼児教育・保育の無償化について、大きく3点のご質問にお答えいたします。

1点目の認可外保育施設について、認可外保育施設の状況についてのご質問でございます。

認可外保育施設は、保育所と同様の業務を目的とする施設でございますが、国が定める設置基準を満たさず、都道府県知事等の認可を受けていない施設でございます。国や市の補助を受けずに、利用者からの利用料金のみにて運営を行っております。

なお、入所に際しましては、直接の施設申し込みとなるため、入所に係る保育審査基準は適用されないほか、一方で、設置場所等、保護者のニーズに対応しやすいという一面も持っている施設でございます。

市内の設置状況につきましては、現時点で1カ所設置をされておまして、金井町地内において、藤井病院の院内保育施設として運営をされております。

対象児は、病院に勤務をする職員のお子さんに加え、空き状況に応じて、一般のお子さんも預かることとしており、定員は定めておりませんが、現在5名の児童が利用しているところでございます。

ほかに、認可外施設といたしまして、企業主導型保育施設が本年10月に開園を予定してございます。株式会社いばらきのケアにおきまして、寿町地内に、現在整備が進められており、定員は30名、内訳といたしましては、従業員枠が15名、一般の児童を対象とする地域枠は15名となっております。

この企業主導型保育施設は、認可外施設でありながら、公益財団法人児童育成協議会から補助を受け、運営する形態の施設でございます。企業で働く職員の保育支援と地域の待機児童解消を目的に、平成28年度から始まった新しい種類の保育施設でございます。

次に、認可外保育施設に対する公的給付の対象の設定についてのご質問でございます。

認可保育施設の無償化の対象同様、認可外保育施設におきましても、保育にかかる要件にある3歳以上児及び住民非課税世帯の3歳未満児の利用料金について、国の無償化の対象となっております。

次に、認可外保育施設における子どもの安全、保育の質の確保についてのご質問でございますが、認可外保育施設におきましても、認可保育施設同様、子どもの安全並びに保育の質の確保は

守られるべき重要事項でございますので、市といたしましては、常陸太田市認可外保育施設指導監督実施要項に基づき、2年に1回、施設の立入調査を実施しておりまして、運営状況における指導監督基準に適合しているか否かの確認と、その中で改善事項などがあれば、指示勧告を行うものとしてございます。

2点目の保育所の副食費についての副食材費の公費負担についてのご質問でございます。

10月から実施されます国の幼児教育・保育の無償化におきましては、民間保育施設を利用する3歳児以上の保育料の中に含まれていた給食費の中のおかず代及びおやつ代となる副食費については、利用者負担としてございますので、国が定める副食費の基準額、月額4,500円を当該施設において徴収することとしてございます。

これに対しまして、本市では、これまで子育て世帯における子育て費用の負担軽減として、幼児教育・保育施設における3歳以上児の昼食費については、市の基準額4,200円に2分の1の軽減措置を適用し、月額2,100円の安価な負担で給食を提供してきたところでございます。

今回、無償化の制度改正に伴い、国の制度をそのまま適用しますと、これまでより利用者の食費に対する負担が増加することとなりますので、本年10月からにつきまして、民間保育施設を利用する3歳以上児の食材費への新たな補助事業を実施することにより、利用者の負担はこれまでと同様とするものでございます。

補助の内容につきましては、各民間保育施設において、施設ごとに異なる月額1,000円から1,500円までの主食費であるご飯代と国の基準では月額4,500円と定められた副食費であるおかず代を合わせた全体の食材料費合計額から、従来の給食費負担額2,100円を差し引いた差額分について、補助を行っていくものでございます。

3点目の認可保育施設についての認可保育施設の整備充実についてのご質問でございますが、平成30年度に策定いたしました市保育所等整備計画に基づき、昨年度は民間保育園の誘致、公立認定こども園の改修整備、民間保育施設の定員拡大、公立幼稚園と保育園の統合による認定こども園への移行、家庭的保育園の開設など教育保育事業の整備拡充を進め、待機児童解消を図ってまいりました。今年度以降も、計画に基づき、子どもの人数や保育所等入園希望者数などの推移分析を行い、必要な見直しを行いながら、公立保育園の園舎の老朽化に伴う施設整備についての検討、小規模保育事業の民間整備、幼稚園から認定こども園への移行整備についての検討、民間保育園等の誘致計画、公私連携型保育所の運営移行等について、引き続き、待機児童の解消並びに子育て環境の整備充実を進めてまいります。

次に、LGBTなど性的少数者に対する対応についての条例制定や本市の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、LGBTについてでございますが、LGBTとは、議員ご発言のとおり、レズビアン、女性同性愛者。ゲイ、男性同性愛者。バイセクシュアル、両性愛者。トランスジェンダー、身体的性と性自認が一致していないことに対して違和感を持つ人の頭文字をとった単語で、性的少数者、セクシャルマイノリティーの総称の1つとなっておりまして、さまざまな調査から、人口の約5%から8%が性的少数者との推計が出されているところでございます。

この性的少数者に対します人権尊重としての動向につきましては、茨城県におきまして、昨年11月に新たな総合計画を策定し、各分野における性別、人種、年齢、学歴、価値観、マイノリティーなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取り組みを推進することを盛り込むとともに、今年第1回定例議会において、茨城県男女共同参画推進条例に、性的嗜好及び性自認を理由とする不当な差別取り扱いの解消を図ることなどの規定を追加する改正が行われたところでございます。

これに基づき、県では、性的マイノリティーへの支援として、7月にいばらきパートナーシップ宣誓制度が創設され、婚姻制度とは全く異なる制度として、双方の共同生活を尊重することと、この制度を活用したカップルに対して県営住宅の入居申請を可能とすることや県立中央病院等の医療機関において、家族、親族と同様に取り扱う対応を進めることとしております。

また、東京都におきましては、来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックに向けた東京都オリンピック憲章にもうたわれているところでございます。

このような中におきまして、本市での条例制定につきましては、茨城県や東京都のいずれにしましても、人権尊重の1つとしての取り組みとしている状況でございますので、本市のこれまで行ってきております人権に係る取り組みにおいて踏まえてまいりますが、改めての条例制定等は、現時点におきましては、国や県、他市町村の動向を注視することとしてまいりたいと存じます。

また、本市の対応につきましては、県からの依頼を受けて、市営住宅の入居要件として、県制度の受領書、受領カードを適用することとしておりますとともに、窓口等において、LGBTなど性的少数者の方への対応につきましても、人権の尊重に配慮し、不当な差別取り扱いのないよう適切な対応を図ってまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 教育現場におけるLGBTなど性的少数者に対する対応についてお答えいたします。

LGBTなど性的少数者に対する対応については、児童生徒への周知啓発や教職員の正しい理解が必要と考えております。児童生徒については、LGBTなど性的少数者だという理由で、いじめや差別などを不当に受けることがないように、人権教育などを通して多様性を認め合うことができるように、理解啓発を図ってまいりたいと考えております。

一方、教職員においては、教職員一人ひとりがLGBTなど性的少数者についての正しい理解ときめ細やかな対応ができるよう、国や県の資料を活用した研修を各学校において実施していくよう助言、指導してまいります。

また、性同一障害等に係る児童生徒や保護者等から学校に対して相談が寄せられた際には、市教育委員会として、学校における体制整備や支援状況を聞き取り、必要に応じ、医療機関とも相談しつつ、サポートチームを設置等、適切な助言等を行っていく考えでおります。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔武藤範幸企画部長 登壇〕

○武藤範幸企画部長 LGBT関連のご質問の中の男女共同参画プランの見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在の第2次常陸太田市男女共同参画推進計画「ひたちおおた絆プラン」につきましては、平成23年3月に策定し、計画期間を平成23年度から令和2年度の10年間とし、地域社会における男女共同参画社会への取り組みを推進しているところでございます。

来年度が計画期間の最終年度となることから、来年度中に、令和3年度を初年度とした第3次常陸太田市男女共同参画推進計画の策定をすることとしてございます。

なお、LGBTに関する本計画への反映につきましては、県や県内の他市町村の動向にも注視しながら、第3次計画策定の中で検討してまいります。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） それでは、再質問してまいります。

東海第二原発問題について、市長からご答弁をいただきました。この実質的事前了解、このことについて、6市村、1つでも再稼働に反対があれば稼働はできないというようなことでご認識されているということですが、この実質的事前了解と、非常にこれは説明がなければいろいろと解釈の違いも出てくると。私は、ですから、この部分については、きちんと1つでも市村で再稼働を認めないというようなことがあれば、稼働はできないということをはっきりと新安全協定に、これは明記すべきだとこのように思っております。いろんな解釈があってはならないし、それから、その副社長の拒否権などの問題も、先ほど質問の中でありましたけれども、ですから、はっきり明記する。このことを求めたいと思っておりますけれども、再度市長にお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど来お話を申し上げまして、ご答弁させていただいてますように、1市村でも事前了解が得られなければ、先が進まないということは、東海原発も入れての中での確認事項として確認されておりますので、私は、協定に入れる必要はないとそういうふうに思っております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 当然ながら、これは、原電側もそのように受けとめておられるわけですね。伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど申し上げましたとおり、原電も同席している席上で確認をしあつた事項でございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 次に、高橋水戸市長が、4月に東海第二原発に関して、選挙活動をしていて、肌感覚では、反対派がとても多かった。市民の声を真剣に受けとめると述べて、市民意向を把握するには、客観的な数値が必要と、このことを強調し、数万人規模の住民アンケートなど調査を実施する考えを述べております。

先ほど常陸太田市では、主に今回行われます市民アンケートは、避難計画について、どういう手段で避難するのかとか、そういうようなことで、主に、広域避難計画に対しての質問項目となっておりますけれども、例えば、そこに市長が広く市民の声を聞くということで考えれば、今回のアンケートに、再稼働についてはどう考えるのかと、このことも盛り込んだらどうかと。あるいは、改めてそういう問題も、今後、アンケートとしてやっていくと、このことを要望したいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 再稼働の可否を問うアンケートの実施は考えておりません。理由は、今回のアンケートにつきましては、先ほど部長から答弁を申し上げましたとおり、避難計画の実効性を高めることを目的としているものであります。そして、これまでも、福祉や産業、教育等のそれぞれの分野の20名の市民から、再稼働に関しては意見を聞くということをご説明をまいりましたが、そのことを貫いてまいりたいと思います。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 広く市民の声を聞くと、このことは、これまで毎回のように、この東海第二原発の問題を取り上げておりますが、市長から伺ってまいりましたが、20名の市民の皆さんの懇談会と言いますか、できておりますけれども、20名ですから、ここは、それで、私も尊重しますけれども、やはり広く市民の皆さんの意見を伺うと、そういう意味では、今後、こうした再稼働の可否について伺っていくことも、私は大変重要なことだと、市長の判断の上で思うわけですが、ぜひこういうこともやってほしいと、このことを強く求めながら、次に移りたいと思います。

国保税の軽減についてです。

先ほども言いましたけれども、昨年から国保運営が県に変わったことで、国や県の方針で考えざるを得ず、市町村が非常に矛盾を抱えていると、このように言われております。私は、原則として、国保税というのは応能負担、いわゆる所得割が中心になることだと思いますけれども、そういう意味では、ほかの健康保険にない均等割、特に子どもの均等割、これはもう人頭割でしょう。おかしいと、これは。それで、全国知事会なんかでも、こういうことはなくすべきだと声が上がっておりますけれども、先ほどの部長答弁では、この公平性に欠けるからやらないと。ですが、こういうふうな不公平な子どもの均等割を乗せているのは、国保税だけなんですよね。ですから、今の答弁は当たらないと思うんです。こうした均等割、特に、子育て世代に非常に負担が重くなる。子どもが増えれば増えるほど、1人当たり1万7,000円がプラスされていくわけですから、こういう部分では、公平性に欠けるというようなことではなくて、きちんとその負担軽減で、均等割を減免していくと。

そして、先ほども、部長からもお話がありましたけれども、その支払準備基金、30年度の決算で見ますと、6億4,000万円ほどになります。ですから、十分に、半分、子どもの均等割なくしても、700万円あればできるわけですね。全額免除にすれば、1,400万円。十分できるのではないかと思いますけれども、この点について再度ご答弁をお願いします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの均等割について、公平性に欠けることはないのではないかとということでございますけれども、こちらにつきまして申し上げておりますのは、全体的な中を見た中で、その部分だけ軽減を図っていくというような部分について、公平性に欠けてしまうということで申し上げます。

したがって、こちらの均等割につきましては、国のほうの現行制度でございますので、こちらを現時点では用いながら実施をしてまいるといってございまして。

なお、均等割、子どもの均等割等の対応につきましては、国や県などの動きですね。こちらのほうも注視して見てまいりたいということでございます。

それから、支払準備基金の残高を充当してはということでございますけれども、支払準備基金の充当につきましては、来年度のみではなく、その後の分も見込んだ中で、どういうふう運用していくかということも考えなければならぬと考えておりますので、こちらのほうにつきましては、長期的な運用の中で行ってまいりたいことを念頭に、運用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 誰もが認めている高過ぎる国保税、払いきれないと。今後もこの引き下げを求めて質問はしていきたいと思っております。

次に、3項目めの幼児教育・保育の無償化の対応についてですけれども、木崎、それから、宮ノ脇保育園、これ見ますと、30年度、木崎は定員数が60ということですが、84名と、大体140%となっております。弾力的運用で、120%までは認めましょうというようなことになっておりますけれども、それでも、はるかに24名もオーバーしたと。先生方は狭い園室、園庭、そういう中で工夫を凝らしながら保育を行っておりますけれども、今後こうした問題、それから、待機児童解消、そういうことで、宮ノ脇保育園、木崎保育園、この問題の計画も上っておりますけれども、今後どのように考えておられるのか。こうした問題について伺いたいと思っております。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

木崎、宮ノ脇保育園の施設整備の件でございますけれども、こちらにつきましては、2園とも老朽化が進んでいる状況でありまして、施設整備のほうは必要と考えてございますが、毎年度の就学前の児童数、それから、その中で、入園を希望される方の推移、こちらを随時、分析しながら、整備を進めていく必要があると考えております。

また、民間保育園等、こちらの整備状況も加味しながら、全体的な中で、保育需要がどのくらい必要なのかというものを見定めながら整備を進めていく必要があると考えておりますので、今の段階では、議員ご発言の木崎、宮ノ脇保育園につきましては、整備の検討をしてまいりますと

いうことだけで、とどめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それでは、4項目め、LGBTなどの性的少数者に対する対応についてということですが、教育長を初め、担当部におきまして、丁寧にご答弁をいただきました。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） これから、そういう性的同一障害、LGBT、こうした方々が安心して普通に暮らせる、こういったもとでは、人権尊重を初め、太田で言えば、市民、また学校においても、子どもたちも含めての理解等が大変必要になってくると思います。ぜひ、そういう面では、丁寧に進めていっていただきたいと、このように思っております。

最後に、少しだけ時間がありますので、あと何十秒かですね。

〔「終了」と呼ぶ者あり〕

○18番（宇野隆子議員） 今回決算もありますけれども、今後、消費税増税がされればですね。

○成井小太郎議長 もう時間は終了しました。

○18番（宇野隆子議員） はい。厳しい生活が強いられてくると思いますので、市政においても、市民が……。

○成井小太郎議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分散会